

別表 H 簡便版の様式(予定)、先取り情報！

立入検査時に別表 H の誤りを指摘することが、たびたびあります。

別表 H のフォームが論理的思考と合致してなくて、作成者がわかりにくいことが誤りの最大の原因です。

以前に、完全理解を目的に図解による解説を試みました。

[松井公認会計士事務所ホームページ トピックス](#)

「別表 H はわかりづらい」の声を受けて、「別表 H 簡便版(案)」の検討が進められています。ここで重要なことは、従来の別表 H に替わる新たな簡便な算出表の作成を目指していることです。



別表 H の本質

それは、端的に言えば、公益認定を取り消されたときに類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与すべき額（公益目的取得財産残額）を算定することにあります。

いざ公益認定が取消されてから、あわてて過去に遡って公益目的取得財産残額を計算しようとしても困難な作業になります。“もし今、公益認定が取消されたら”という仮定のもとに、前期末における公益目的取得財産残額をベースに一定の調整計算を每期行うことを継続しているのです。

別表 H 簡便版(案)の様式(イメージ図)

※ 簡便方式で計算する場合に使用して下さい。 法人コード 法人名
事業年度: 年 月 日 ~ 年 月 日

別表H簡便版(案)

公益目的取得財産残額を、①前事業年度の公益目的取得財産残額+②当事業年度の正味財産増減額(一般・指定正味財産の公益目的事業会計分)±調整額(以下の③~⑥)で計算します。
公益認定されて初めての年度及び下の「」の場合は、この表によらず、別表Hで算出してください。

前事業年度の公益目的取得財産残額

①

a

当事業年度の正味財産増減額

(i) 公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額

[} b 円]

(ii) 公益目的事業会計の当期指定正味財産増減額

[} 円]

計 (i)+(ii)

②

--

○ 時価評価法を用いている場合で投資有価証券の時価評価損益がある場合はその額を記入してください。(評価損は+、評価益は-にする。該当なしの場合は0円と記入。)

③

c

○ 以下の場合があれば、それぞれの額を記入してください。(該当なしの場合は0円と記入。)

・ 他の公益法人の公益目的事業のために、公益目的事業会計以外から寄附を行った場合
→ 当該寄附の額

④

d

・ 公益認定される以前から不可欠特定財産を保有している場合であって、その不可欠特定財産の価値を増加させた場合
→ 当該価値の増加額

⑤

e

・ “公益目的事業会計に属する財産であって公益目的事業財産に属さない財産”(例えば、公益認定以前から保有している、公益目的事業のための流動資産)により公益目的事業財産を増加させた(例えば、公益目的保有財産を取得した)場合
→ 当該増加させた額

⑥

--

当事業年度の公益目的取得財産残額

①~⑥の計

--

(参考値) 公益認定される以前から不可欠特定財産を保有している場合には、その不可欠特定財産の帳簿価額(前年度の帳簿価額+⑤の増加額)を記入してください(認定の取消しがあった際には、この額を減算します。)

(参考値)

f

(注)

|| **当事業年度において、以下のことがあった場合には、この表は使用せず、別表Hにより算出してください。** (以下のことに該当しない場合は、チェックを入れてください。)

|| (ア) 他の公益法人と合併した場合

|| 該当なし

||

|| (イ) 公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合

||

|| (ウ) そのほか、法令違反や会計基準違反を行うなど、例外的な会計処理を行った場合

||

|| (例えば、正当な理由がなく公益目的事業財産に費用・損失を生じさせた場合)

a 前事業年度の公益目的取得財産残額

前事業年度に別表 H で計算していた場合には、前事業年度の別表 H の 24 欄を記載します。
前事業年度に別表 H 簡便版で計算していた場合には、前事業年度の別表 H 簡便版の「当事業年度の公益目的取得財産残額」を記載します。

b 当事業年度の正味財産増減額

当事業年度の正味財産増減計算書内訳表（公益目的事業会計）より記載します。

c 投資有価証券の時価評価損益

次の①と②の合計額

- ① 当事業年度の正味財産増減計算書内訳表（公益目的事業会計）の一般正味財産増減の部の「基本財産評価損益等」、「特定資産評価損益等」及び「投資有価証券評価損益等」のうち、評価損益の合計額
- ② 当事業年度の正味財産増減計算書内訳表（公益目的事業会計）の指定正味財産増減の部の「基本財産評価損益等」及び「特定資産評価損益等」の合計額

d 他の公益法人の公益目的事業のために、公益目的事業会計以外から寄附を行った場合
別表 H で計算する場合の 18 欄の額です。

e 公益認定される以前から不可欠特定財産を保有している場合であって、その不可欠特定財産の価値を増加させた場合

別表 H で計算する場合の 12 欄の額です。

f 公益認定される以前から不可欠特定財産を保有している場合には、その不可欠特定財産の帳簿価額

別表 H で計算する場合の 23 欄の額です。

別表 H 簡便版（案）の解説

公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額であり、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計に区分される財産の額に相当します。別表 H 簡便版（案）では、この考え方に基づいて公益目的取得財産残額を算出します。

公益目的取得財産残額

＝前年度の公益目的取得財産残額
＋公益目的事業会計の当年度の正味財産増減額
＋調整項目

導入スケジュールと今後の見通し

別表 H 簡便版の運用は、平成 30 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に係る定期提出書類から開始される予定です。

別表 H 簡便版の提出方法としては、当面は、定期提出書類に簡便版のファイルを添付することになります。その後、必要に応じて改良を加えつつ、然るべきタイミングでシステム改修を行うことが検討されています。